

# 隠岐の島町 お知らせ便

第377号（令和5年8月3日発行）

発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

## 掲載記事一覧

- ① 西郷歯科診療所の電話番号について
- ② 中村歯科診療所の診療予約先変更について
- ③ 労働相談会を開催します
- ④ 消費者被害架空請求にご注意ください
- ⑤ 「子どもの人権相談」強化週間
- ⑥ 立体駐車場の無料開放について
- ⑦ 第5回「野菜づくり講座」の開催について
- ⑧ 竹島土産品の開発を募集します

- ⑨ お酒による困りごと相談
- ⑩ 「思春期こころの健康相談」について

- ⑪ 母子父子寡婦福祉資金の予約貸付について
- ⑫ 昭和のうちわ展について
- ⑬ 隠岐広域連合職員採用試験について
- ⑭ 里親おはなし会の開催について
- ⑮ 休日の当番医について
- ⑯ 文芸隠岐（第29号）作品募集要項について
- ⑰ お盆の風習（精霊流し）における注意について
- ⑱ 成年後見制度中核機関を設置しました
- ⑲ ひきこもり家族教室（隠岐島後会場）開催のご案内
- ⑳ 令和5年新型コロナウイルス接種のお知らせ

## ① 西郷歯科診療所の電話番号について

西郷歯科診療所は令和5年4月から診療を開始していますが、間違い電話が多くなっております。電話番号は、局番3局の

【3・1182】です。

予約やお問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

## ② 中村歯科診療所の診療予約先変更について

7月から中村歯科診療所の診療予約先が変更となっております。曜日によって予約先が異なりますのでご確認をお願いします。

### ●変更前

#### ▼隠岐病院

### ●変更後

#### ●月・火・木・金（祝祭日除く）

#### ▼西郷歯科診療所

9時15分～12時30分

14時15分～17時30分

水曜日（祝祭日除く）

#### ▼中村歯科診療所

9時30分～12時

13時30分～15時30分

#### ◆お問い合わせ先

西郷歯科診療所  
電話 3・1182

中村歯科診療所  
電話 4・0130

※電話のお掛け間違いにご注意ください。

## ③ 労働相談会を開催します

「パワハラ」、「突然の解雇」、「残業代が支払われない」など、職場のトラブルでお困りではありませんか。

ひとりで悩まず、まずは専門家に相談してみませんか。

※秘密は厳守します。

### ●日時・会場

8月26日（土）

13時30分から16時30分まで

島前集合庁舎（西ノ島町）

8月27日（日）

9時から12時まで

隠岐合同庁舎（隠岐の島町）

### ●料金 無料

### ●相談員

弁護士、労働組合役員、会社経営者など

※相談員はオンラインで会場と接続します。

### ●対象

労働者、事業主どちらの相談も受け付けます。

### ●申し込み期限

8月22日（火）

### ◆お問い合わせ先

島根県労働委員会  
電話 0852・22・5450

#### ④ 消費者被害架空請求にご注意ください！

「利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか」という相談が全国の消費者センターへ寄せられています。

架空請求の手段はハガキ、封書、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等様々です。

また、架空請求は消費者を特定して送られるものではありません。連絡をしてみようと、その情報を基にさらに金銭を要求される可能性もあります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡しないようにしましょう。

またSNSを通じた消費者被害も増加しています。SNSを利用する際には、個人情報や安易に書き込まないこと、広告の内容をしっかりと確認すること、信用できる相手か慎重に判断すること等を中心掛けましょう。中高生のトラブルも発生しています。家族でSNSの利用方法を話し合いましう。

これらの他にも、消費者被害にお困りの方は、下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

島根県消費者センター

電話 0852・32・5916  
 隠岐の島町役場地域振興課  
 電話 2・8570



出典：独立行政法人 国民生活センター

#### ⑤ 「こどもの人権相談」強化週間

松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組の一つとして、本年8月23日（水）～29日（火）までの1週間を、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間と定め、下記のとおり、相談受付時間を通常より延長して電話相談をお受けします。

学校での「いじめ」や家庭内における児童虐待など、学校生活や日常生活の中で悩みがある方やその保護者の方は、一人で悩まずにご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

●強化週間実施日時等

・期間

令和5年8月23日（水）～

8月29日（火）

・時間

午前8時30分～午後7時まで

ただし、土曜日・日曜日は午前

10時～午後5時

・電話0120・007・110

・相談員

法務局職員・人権擁護委員

・主催者

松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

◆事前のお問い合わせ先

松江地方法務局人権擁護課

電話 0852・32・4260

#### ⑥ 立体駐車場の無料開放について

お盆期間中、西郷港周辺道路の混雑解消のため、次のとおり立体駐車場を無料開放しますので、帰省客の送迎にご利用ください。

●立体駐車場無料開放期間

令和5年8月12日（土）～

8月16日（水）まで

※期間中は帰省客の送迎を優先しますので、長時間の駐車はご遠慮ください。

※隠岐ジオゲートウェイ横の西郷港埠頭第一駐車場並びにフェリーターミナル横の第二駐車場は平常営業とします。

1時間以内の駐車は無料です。

◆お問い合わせ先

役場施設管理係

電話 2・8573



## ⑦ 第5回「野菜づくり講座」の開催について

地産地消野菜の消費拡大の取り組みの一環として、野菜栽培の知識や技術を学ぶ、「野菜づくり講座」を開催します。

野菜づくりに興味がある方、これから始めてみたい方、どなたでも参加できます。

この機会に野菜づくりを体験してみませんか？

### ● 講座内容

#### 【実習】

キャベツの苗の植え付け

※7月講座で播いたキャベツの苗を植えます。

### ● 講師

隠岐支庁農林水産局の野菜専門職員

### ● 開催日時

令和5年8月26日（土）

午前9時～

### ● 場所

平実習農場

※車で参加する場合、役場駐車場をご利用ください。

### ● 参加費

無料

### ● 参加申し込みメチ

8月24日（木）までに、JASし  
まね隠岐地区本部へ、お電話又は  
FAXにてご連絡下さい。

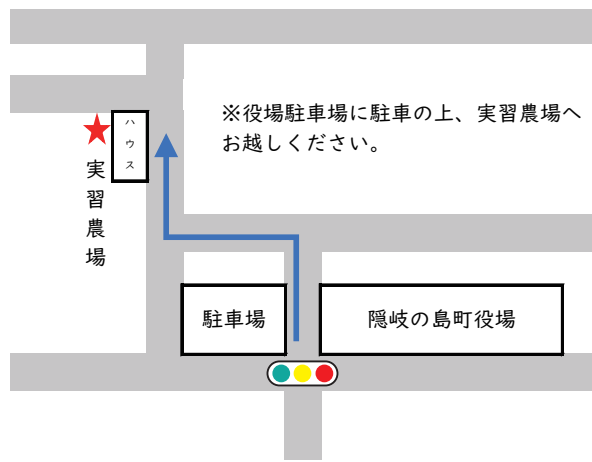
◆ 申し込み・お問い合わせ先

JASしまね隠岐地区本部経済課

電話 2・11333

FAX 2・3717

◆ 主催 隠岐地域農業振興協議会



これまでの講座の資料等を掲載中



## ⑧ 竹島土産品の開発を募集します

隠岐の島町総務課竹島対策室では、隠岐の素材を利用した、「竹島土産品」を開発及び販売することにより、本町の竹島問題に対する意識啓発と地域経済の活性化を目指します。

### 【令和4年度実績】 竹島に想いめぐらす「塩アワビ」



※島内の土産品店で販売中

### ● 補助内容

商品開発等に対する補助

経費の1/2補助（限度額20万円）

※予算の範囲内で支給

### ● 募集期間

令和5年8月3日（木）～

令和5年9月1日（金）

### ● 申請資格

隠岐の島町内の企業、団体、個人

### ● 申請要件

・商品に独自性があること

・竹島の特色を活かして差別化が図られていること

・複数年にわたり継続的に製造及び販売計画があること

### ● 申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて隠岐の島町役場総務課窓口まで郵送又はご持参ください。

### ● 補助要綱及び申請様式

事業のサイトをご覧いただくか窓口までお越しください。



申請様式  
QRコード

### ● 提出書類

① 交付申請書 ② 事業実施計画書

③ 事業収支予算書

### ● 補助対象経費

謝金・旅費・材料費及び消耗

品・使用料及び借り上げ料・通信

運搬費・備品購入費・その他必要

と認められる経費

### ● 審査

役場内にて審査会を開催し、決定します。

### ◆ お問い合わせ先

隠岐の島町役場総務課竹島対策室

電話 2・2110

FAX 2・6005

## 9 お酒による困りごと相談

○お酒についての困りごとはありませんか？

隠岐保健所では、酒害相談員・家族相談員による「お酒による困りごと相談」を実施しております。

ご本人やご家族、どなたでも相談に応じます。

相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。

●日時

令和5年8月24日（木）

午前9時から12時

●場所

隠岐保健所

●申込期限

令和5年8月18日（金）

※事前予約制です。

●相談内容事例

ご本人やご家族がお酒を飲むと乱暴になる、お酒をやめられないなど、お気軽にご相談ください。

◆お問い合わせ先

隠岐保健所地域健康推進課

電話 2・9712

## 10 「思春期ごろの健康相談」について

《誰に相談したらいいの？専門スタッフに話してみませんか》

思春期の様々なこころの悩みに対して専門のスタッフが相談に応じます。

「わけもなくイライラする」「学校に行きにくい、行けない」「眠れない日が続く」「接し方が分からなくなつた」などの心配ごとはありませんか？

ご本人だけでなく、ご家族の相談にも応じます。

相談は無料で、相談内容の秘密は必ず守ります。

また、相談は予約制です。

●日時

令和5年9月7日（木）

午後1時から5時

●場所

隠岐保健所

●相談対応者

県立こころの医療センタースタッフ（臨床心理士、精神保健福祉士）、隠岐保健所保健師

●申込期限

令和5年8月18日（金）

※事前予約制です。

◆お問い合わせ先

隠岐保健所地域健康推進課

電話 2・9712

## 11 母子父子寡婦福祉資金の予約貸付について

島根県では令和5年度の母子父子寡婦福祉資金の予約貸付を受け付けています。

●予約貸付制度について

予約貸付制度は、令和6年4月に新たに修学または、修業しようとする場合、あらかじめこの資金の貸付が受けられる見通しを付けることにより、児童の進学などを容易にすることを目的とするものです。

●対象となる方

令和6年4月の進学等を希望している

①児童を扶養する母子家庭の母

又は父子家庭の父

②20歳以上の子を扶養する寡婦

③父母のない児童

●予約貸付対象資金

①修学資金

②修業資金

③就学支度資金

④技能習得資金

●予約貸付申請期間

令和5年8月から

令和6年2月29日まで

※予約貸付に間に合わなかった場合でも随時通常の受付をします。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

役場保健福祉課生活支援係

電話 2・8561

## 12 昭和のうちわ展について

隠岐の島町図書館で「昭和のうちわ展」として、隠岐で昔使われていた、商店の名前入りうちわなどを展示します。

ぜひお立ち寄りください。

●期間

8月12日（土）～8月31日（木）

●場所

隠岐の島町図書館 展示コーナー

◆お問い合わせ先

隠岐の島町図書館

電話 2・2341



隠岐の島町  
お知らせ便  
377号  
令和5年  
8月3日発行

別冊

13 隠岐広域連合職員採用試験について

隠岐広域連合では令和5年度第4回職員採用試験を実施します。

●募集職種と採用予定人員

【第4回】

一般行政職（情報管理員）1名  
消防吏員 2名

●受験資格

次の条件に該当する方が受験できます。

【一般行政職（情報管理員）】

昭和58年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、次の①・②いずれかの資格を有する方

- ①ITパスポート又は医療情報技師若しくはこれらの資格と同等以上の資格を有する方
- ②企業又は団体等において、情報システムの企画・開発・運用・保守等の業務（業務支援も含む）に3年以上従事した経験を有する方

【消防吏員】

平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方以降に生まれた方で、普通自動車運転免許（AT車限定を除く、以下同じ）を有する方、採用の日までに同免許を取得できる方で、採用後、5年以内に大型自動車免許を自費取得可能な方

《身体基準》

- ・両眼で0.7以上（矯正視力を含む）であること
- ・聴力が正常であること

●試験日、試験会場及び試験内容

（一次試験）

①試験日  
令和5年9月17日（日）

②受付時間  
午前9時15分から9時45分まで

③試験会場  
島根県民会館（松江市）

④試験内容  
教養試験（高校卒業程度）  
（二次試験）

①試験日  
令和5年10月21日（土）

②受付時間  
午前8時30分から8時45分

③試験会場  
隠岐広域連合消防本部

④試験内容  
一般行政職（情報管理員）  
作文試験・適性試験・面接試験

消防吏員

作文試験・面接試験・身体検査及び体力検査

●受験手続

①申込用紙の請求及び提出先  
一般行政職（情報管理員）

〒685-0104

隠岐の島町都万2016

隠岐広域連合事務局総務課

電話 6・9150

消防吏員

〒685-0025

隠岐の島町平440番地1

隠岐広域連合消防本部総務課

電話 3・0119

②受付期間

令和5年7月18日（火）から  
令和5年8月18日（金）まで

土日祝日を除く平日

※郵送の場合は、8月16日（水）の消印分まで有効とし受け付けます。

※島外の方などで郵送で申込用紙を請求する場合は、8月7日（月）到着分まで受け付けし郵送します。

●採用  
原則、令和6年4月以降に採用します。

■お問い合わせ先  
隠岐広域連合事務局総務課  
電話 6・9150

14 里親おはなし会の開催について

隠岐の里親会では、このたび「里親おはなし会」を開催します。

「里親って何？」「里親をやっている人の話を聞いてみたい」など興味のある方は、ぜひお越しください。

【日時】

8月20日（日）10時～12時

【場所】

西町 京見屋分店

2階 風待ちオフィス

【対象】

里親に興味のある方

お気軽にご参加ください。

なお、準備の都合がありますのでご一報くださると助かります。

●主催 松江地区隠岐里親会

◆お問い合わせ先

中央児童相談所隠岐相談室

電話 2・9706

役場保健福祉課

子育て世代包括支援係

電話 2・8577

## 15 休日の当番医について

8月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	連絡先
6日(日)	半田内科クリニック	2・6280
11日(金)	高梨医院	2・0049
13日(日)	半田内科クリニック	2・6280
20日(日)	宇野内科医院	2・2572
27日(日)	高梨医院	2・0049

※当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧になれます。

(<http://www.okikouiki.jp/>)

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。休日の救急受診が必要なときは、当番医院を受診しましょう。

※受付時間は午前7時から午後7時までです。

※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

◆お問い合わせ先

隠岐広域連合 総務課  
電話 6・9150

## 16 文芸隠岐(第29号) 作品募集要項について

文芸隠岐(第29号)について、下記の通り作品を募集いたします。

### ①応募資格

隠岐島内に在住する方々、及び隠岐にかつて住んでいた事のある方(中学生以上)

### ②応募作品

本人の作品で次の通りとします(発表済みも可)

(1) 短歌・俳句・川柳 ……

一人5首5句以内(各種目毎)

(2) 詩 ……

一人一篇原稿用紙4枚以内

(3) 随筆・評論・手記等……

一人一篇原稿用紙10枚以内

(4) 小説……

一人一篇原稿用紙15枚以内

### 【内容】

文芸作品にふさわしいものであれば特に作品内容に制限はありません。

ただ、特定の個人や団体・事件及び風俗描写・政治的主張などの記述がある場合は、受付けられないことがあります。

### ③作品発表

応募作品は原則として全作品を「文芸隠岐第29号」に掲載し、発表します。

### ④締切日

令和5年9月30日(土) 必着

### ⑤参加料

1人1,000円(掲載誌1冊贈呈)

※ただし、1作品増す毎に500円増

(例:俳句と短歌に投稿する場合……1,500円となります)

作品に添えて、現金書留又は定額小為替でお願いします。

※中・高生については無料とします。

### ⑥発行日

令和6年3月下旬

### ⑦本の形態

A5版

### ⑧原稿の書き方

①用紙は市販の400字詰め(A4)原稿用紙を使用し、申込用紙を1作品に1枚添えて提出して下さい。

②ワープロ原稿でも可。(A4版の白紙に必ず20字×20行で読みやすいように印字する)

③文字は、はっきりとよく読めるように楷書で書いてください。

④表記はなるべく常用漢字と現代仮名づかいを使うようにして下さい。(短歌・俳句は除く)

⑤所定の用紙を用いないものや推敲が不十分な場合は、受付けられない場合がありますのでご注意ください。

⑥俳句・短歌・川柳の場合は、原

則として表題はつけないようにして下さい。

### ⑨作品届け先

〒685・0014 隠岐の島町西町吉田の二、2番地(隠岐島文化会館)

(公財) 隠岐の島町教育文化振興財団 事務局

◆お問い合わせ先

隠岐島文化会館

電話 2・0237



**17** お盆の風習（精霊流し）  
における注意について

精霊流しは、町内でも親しみのあるお盆の風習の一つです。

海岸及び河川地域のご家庭でもお供え物などを海に流す行為が慣例的に行われています。

このようなご先祖を供養するための風習は大切にしていきたいものではありますが、これらを海に流したまま放置されますと漁業の妨げや海岸漂着ごみとなり、海洋及び海岸を汚してしまう原因となっております。

**【精霊流しを行う際の注意点】**

精霊流しを行う際は以下の点に注意して行ってください。

●お供え物は植物由来のもの（青果物等）にしてください。

●お供え物として、プラスチック類、ビニール製品、ビン類、食品トレイなどを海へ流すとマイクロプラスチックなど環境汚染の原因となりますので流さないでください。

●ご先祖を敬う気持ちは重々承知しておりますが、この2点について十分ご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※船から行う場合は、乗船定員の厳守と救命胴衣の着用をお願いします。

◆お問い合わせ先

役場環境課生活環境係

電話 2・8565

JFしまね西郷支所

電話 2・1431

**18** 成年後見制度中核機関を  
設置しました

●成年後見制度とは

認知症や障がいにより、契約などの法律行為や金銭管理を行うことに不安のある方々を法的に保護し、支援する制度です。

●中核機関とは

権利擁護支援を必要とする人が安心して成年後見制度を利用できるように地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関です。

隠岐の島町では、「成年後見制度利用促進計画」を策定し、本計画を推進するため、隠岐の島町に中核機関を設置しました。

●中核機関の役割

①広報・啓発  
講演会の開催やチラシの配布など、成年後見制度について広く周知します。

②相談支援

成年後見制度に関する相談を受け付け、制度利用に向けた支援を行います。

③利用促進

支援を行う成年後見人の担い手確保に取り組みます。

④成年後見人支援

成年後見人から、支援を行う上での悩み等について相談を受け付けます。

物忘れがあり、お金の管理に不安がある、障がいのある家族の財産管理が心配だ、など成年後見制度利用に関するお悩みがあれば、左記までお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ先

役場保健福祉課地域包括支援係  
(隠岐の島町成年後見制度中核機関)  
電話 2・4500

**19** ひきこもり家族教室  
(隠岐島後会場) 開催の  
ご案内

島根県立心と体の相談センターでは、ひきこもりに関する知識や本人への対応の工夫を学び、ご家族の不安や焦る気持ちを和らげることを目的とし、令和5年度ひきこもり「家族教室」を開催します。

主会場（大田会場）で対面の講義を行い、隠岐島後会場では講義の様子をライブ配信しますのでお気軽にご参加ください。

**【会場】**

隠岐合同庁舎

(隠岐の島町港町塩口24)

**【講義名】**

「ひきこもりの理解のために」

**【日時】**

令和5年10月6日(金)  
午後1時30分～午後3時

午後1時30分～午後3時

**【対象者】**

ひきこもり状態の当事者(中学校卒業後の方)のいるご家族

**【参加料】**

無料

**【申込×切】**

令和5年9月8日(金)

※事前に電話での申し込みが必ずです。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止または日程変更の可能性もあります。

その場合、申し込み者には事前ご連絡します。

◆申込み・お問い合わせ先

島根県立心と体の相談センター

電話 0852・32・5905

# 令和5年秋接種 **新型コロナワクチン接種のお知らせ**

20

隠岐の島町では、9月から令和5年秋の新型コロナワクチン接種を無料で実施するため準備中です。  
会場・日程などの詳細は、**後日送付する個別通知書**をご確認ください。

**対象者(予定)** 初回接種(2回目)が終了した5歳以上の方

**ワクチン(予定)** オミクロン株(XBB)に対応した1価ワクチン

## 《12歳以上の方》 ■個別通知書(接種券)は8月下旬に発送予定

**予約開始日** : 後日送付する個別通知書でご確認ください

**接種会場・日程** \*医療機関では予約できません。問い合わせはお控えください。

医療機関(接種会場)	接種期間(接種日)
町内医療機関	9~10月(詳細は現在調整中です)
隠岐の島町役場 (町民ホール)	9月30日(土)・10月1日(日) 10月28日(土)・10月29日(日) 11月11日(土)・11月12日(日) *いずれの日も13:00~17:00(予定)

\*7月21日時点の予定です。詳細は、後日郵送する個別通知書でご確認ください。

## 《小児(5-11歳)の方》 ■個別通知書(接種券)は9月上旬に発送予定

\*予約開始日は、後日送付する個別通知書でご確認ください

**接種会場・日程** \*医療機関では予約できません。問い合わせはお控えください。

日にち	受付時間	接種会場
10月15日(日)	9:00~11:30(予定)	隠岐病院



## 《隠岐の島町に住民票がない方でワクチン接種を希望する方》

介護や単身赴任などの理由で町内に居住している方で、隠岐の島町でワクチン接種を希望される場合は、申請が必要です。(以前申請をしたことがある方も、毎回申請が必要です。)

### 申請方法

- ①住所地の自治体へ、令和5年秋接種用の接種券等の発行をお問い合わせください。
  - ②住所地の自治体から送られてきた接種券等の書類を持って、役場保健福祉課で手続きを行ってください。
- ※②の手続き後に、接種の予約が可能となります。接種を希望される方はお早めに手続きをお願いします。

## 《5歳以上の方で初回(1・2回目)接種を希望する方》

5歳以上の方で、初回(1・2回目)の接種を希望される場合は、役場保健福祉課へお申し込みください。

**申込メ切** 8月31日(木)17時

【ワクチン接種に関する相談・お問合せ先】

■コロナワクチン相談窓口 **電話08512-2-5670(コロナゼロ)**

\*番号をよくお確かめください